社会福祉法人アイリス会 役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人アイリス会（以下「法人」という。）の役員及び　評議員等の報酬及び実費弁償について定めるものである。

（定義）

第２条　本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

２　報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

（理事会及び評議員会への出席報酬等）

第３条　理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払う。

２　評議員が、評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払う。

（役員及び評議員の業務報酬等）

第４条　理事長が、法人及び事業所（法人が設置運営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

２　理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

３　評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

（監事の報酬等）

第５条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び実費弁償費を支払う。

２ 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表２により報酬及び実費弁償費を支払う。

（報酬の総額）

第６条　理事及び監事に支払う報酬等の額は、各年度の総額が理事 1,200,000 円、監事 300,000 円を超えない範囲で支給する。

（出張旅費）

第７条　役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給する。

２　旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（精算時期）
第８条　報酬の精算は年度末の 3 月にまとめて精算するものとする。但し、実費額について請求があった場合にはその都度支払う。

（支給の手段）
第９条　第 8 条で精算した報酬は、現金で支給する。但し、役員から申出があった場合には指定の口座へ銀行振込にて支給する。

（改正）
第 10 条　本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

【附　則】
この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

【改定履歴】
平成 29 年 12 月 8 日　第 6 条、第 9 条　追条

別表１（第３条・第５条関係）

名　称	報　酬	実費弁償費
理事会	日額　８，０００円	実費額
評議員会	日額　８，０００円	

別表２（第４条・第５条）

名　称	報　酬	報酬（監査立会）	実費弁償費
理事長	日額　１０，０００円	日額　１５，０００円	実費額
理事及び評議員	日額　　５，０００円	日額　１０，０００円	
監事	日額　　８，０００円	日額　１０，０００円	

別表３（第７条関係）

名　称	宿泊費	報酬	交通費・その他
理事長	日額　２０，０００円	日額　８，０００円	実費額
理事及び評議員	日額　１５，０００円	日額　８，０００円	
監事	日額　１５，０００円	日額　８，０００円	